⑥　規制の特例措置が全国展開、廃止等される場合の手続等

規制の特例措置又は構造改革特区の規制の特例措置が全国展開されるか、廃止される場合、規制の特例措置又は構造改革特区の規制の特例措置の対象となる規制が存在しなくなる場合など、国家戦略特区に適用される規制の特例措置又は構造改革特区の規制の特例措置がなくなる場合には、次の対応によるものとする。

ア）規制の特例措置又は構造改革特区の規制の特例措置がなくなることが予定される場合には、関係府省庁は内閣府に時間的余裕を持ってその旨を通知し、内閣府はそれを受けて、速やかに、その旨を、当該規制の特例措置が定められている認定区域計画に係る区域会議に通知するとともに、ホームページ上において公表するものとする。

イ）規制の特例措置又は構造改革特区の規制の特例措置がなくなることに伴い、区域計画の変更が必要となる場合、区域会議は、速やかに区域計画の変更の手続をとるものとする。

第五　国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進に関し政府が講ずべき措置についての計画

１．規制の特例措置

①　「国家戦略特区における規制改革事項等の検討方針」の着実な実行

国家戦略特区において活用することができる規制の特例措置は、「国家戦略特区における規制改革事項等の検討方針」に示されているとおりである。これは、平成25年の提案募集による提案を踏まえ、大胆な規制・制度改革について検討し、関係府省庁と調整を進め、決定したものである。これを受けた法令による必要な措置については、「産業競争力の強化に関する実行計画」（平成26年１月24日閣議決定）にも基づき、次のとおり着実に実行する。

ア）法律事項（法第13条～第25条）として法において規定された規制の特例措置については、法の公布日（平成25年12月13日）から４月を超えない範囲において政令で定める日（以下「施行日」という。）までに、内閣府及び当該規制の特例措置の所管府省庁が、必要な政省令等を整備する。

イ）政省令（告示を含む。）又は訓令・通達により措置が必要な規制の特例措置については、施行日までに、当該規制の特例措置の所管府省庁が、内閣府と調整しつつ、必要な規定を整備する。

ウ）法第37条第２項に規定する雇用指針については、施行日までに、諮問会議の意見を聴いて作成する。

エ）法附則第２条の規定により必要な措置を講ずるものとするとされた事項については、当該事項を所管する府省庁は、それぞれ同条に定められたところに従い、必要な措置を講ずるものとし、その検討状況について、適宜、内閣府の求めに応じ報告する。

②　規制の特例措置の追加に関する基本的考え方

（新たな規制の特例措置の追加）

「国家戦略特区における規制改革事項等の検討方針」に盛り込まれた規制・制度改革事項は、あくまでも当面実施すべき項目が盛り込まれたに過ぎず、以下に定めるところによって、追加の規制の特例措置の検討をスピード感をもって進め、確実に実現につなげていくものとする。当該検討に際しては、国家戦略特区における規制の特例措置として検討すべきもののほか、法第38条第１項の規定に準じて構造改革特区制度の提案として検討すべきもの、また、全国規模の規制・制度改革として規制改革会議等との連携により検討すべきもの等の分類も併せて実施することで、規制・制度改革の実現に向けた選択肢を広げ、実現の可能性を高めていく。

ア）平成25年の提案募集による提案について、洗い出し等による検討を進め、必要な規制・制度改革の実現に向け、積極的に取り組んでいくこととする。

イ）国家戦略特区を指定し、区域会議において国家戦略特区における取組が具体化していく過程においては、地方公共団体、民間事業者等から新たな規制・制度改革の課題が提起されることが想定される。このため、区域会議において、随時、追加的な規制・制度改革について民間事業者等から意見聴取を行い、必要な規制・制度改革を確実に実現していくものとする。

ウ）第六に定めるところによる提案の募集を活用して広く追加的な規制・制度改革の提案を求め、それらの実現に向け、積極的に取り組んでいくこととする。

（新たな規制の特例措置の実現手続）

新たな規制の特例措置の実現に向けた規制所管府省庁との調整は、諮問会議の実施する調査審議の中で、当該規制所管府省庁の長の出席を求めた上で実施する。その調整に当たり、規制所管府省庁がこれらの規制・制度改革が困難と判断する場合には、当該規制所管府省庁において正当な理由の説明を適切に行うこととする。

これらの調査審議等の結果、講ずることとされた規制の特例措置については、この章（第五）に適宜反映していくものとし、速やかに措置することとする。

内閣府は、この章に基づき、規制の特例措置を定める法令の案を作成するに当たっては、この章に定める内容に合致するように作成するとともに、当該規制所管府省庁と所要の調整を行うものとする。法律改正が必要な規制の特例措置については、国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案等として、できる限り早期に国会へ提出するものとし、政令又は主務省令に係る規制の特例措置については、それぞれ施行令の一部改正又は内閣府令・主務省令の制定若しくは一部改正として、できる限り早い時期に公布し、施行するものとする。

国家戦略特区において講ずることとなった規制の特例措置の内容、関係府省庁の長の同意の要件、規制の特例措置に伴い必要となる手続等については、以上の手続を通じて、法令において明確に定められることとなるが、別途、一覧性を確保するため、内閣府において参考資料として適宜整理した上で、ホームページで公表する。

なお、当該規制所管府省庁は、この章に即して定められる法令で規定する条件以上のものを、通知等により付加しないものとする。

③　拡充、是正又は廃止する規制の特例措置

規制の特例措置を拡充、是正又は廃止するとしたものについては、この章を改定し、これに即した必要な法令の改正等を行うものとする。

④　構造改革特区の規制の特例措置

法第10条に基づき、国家戦略特区において活用することができる構造改革特区の規制の特例措置は、構造改革特別区域基本方針の別表１に示されているとおりである。

また、構造改革特区の規制の特例措置の前提となる制度自体が廃止又は抜本的に変更される場合には、内閣府は、必要に応じて、規制所管府省庁とともに、当該構造改革特区の規制の特例措置が定められている認定区域計画に係る区域会議に通知し、所要の対応を行うものとする。

２．金融上の支援措置

①　国家戦略特区支援利子補給金の趣旨及び概要

我が国の経済成長のためには、新たな成長分野を切り開く先駆的な研究開発や革新的な事業が必要である。国家戦略特区支援利子補給金制度は、このような事業を行うものの資金調達が容易ではないベンチャー企業又は中小事業者を支援することで、イノベーションの連鎖を促し、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図ることを目的としたものである。

法第28条第１項により、政府は、認定区域計画に定められている法第２条第２項第２号に規定する事業を行うベンチャー企業等が、当該事業を内閣総理大臣が指定する金融機関（以下「指定金融機関」という。）からの資金の借入れを受けて実施する場合に、当該指定金融機関と国家戦略特区支援利子補給金を支給する契約を結ぶことができることとし、予算の範囲内で、国家戦略特区支援利子補給金を支給することとする。

国家戦略特区支援利子補給金の支給率は、貸付残高に対して、内閣総理大臣の定める利率とし、支給期間は認定区域計画に記載された事業に対して、指定金融機関が資金の貸付を最初に行った日から起算して５年間とする。

なお、国家戦略特区支援利子補給金の対象事業は、地方公共団体の関与等により、真に必要な事業に絞り込むこととし、その事業内容については、毎年、国家戦略特区支援利子補給金の活用及び法第２条第２項第２号に規定する事業の実施の状況について検討を加え、その結果に基づき、法施行後３年以内に必要な措置を講ずる。